

議案第39号

さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例（平成21年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～3 [略]		1～3 [略]	
4 法第27条の2第1項に規定する汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1件につき 120,000円		
5 法第27条の3第1項に規定する汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1件につき 120,000円		
6 法第27条の4第1項に規定する汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1件につき 120,000円		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。